

# 消費生活センターからの お知らせ

平成 28 年  
12 月 5 日発行  
No.18



こんにちは！長岡市消費生活センターです。  
この「お知らせ」では、実際に消費生活センターに寄せられたご相談や、注意してほしい契約トラブルなどについての情報をみなさまにお伝えしています。

## こんな相談ありました！

### 「不要品買い取ります」と不審な電話が・・・

「古い靴やハンドバック、古着など不要になった物を買取りします。」  
と何度か電話がきたが不審だ。

#### アドバイス

訪問購入では飛び込みの勧誘が禁止されているため、訪問の口実として「古くなった物や不要になった物を買取る。」などと言って電話をします。しかし業者の本当の目的は、貴金属や宝石を買取る事です。買い取ってもらうつもりがないなら、きっぱり断りましょう。



### 「動画サイトの料金が未納状態！」利用してないのに・・・

携帯電話に「動画サイトの利用履歴があり、料金が未納状態です。本日、連絡がない場合は法的手段に移行します。」という内容のショートメッセージがきた。相談窓口という電話番号が書いてあるが、動画サイトを利用した覚えはないので、連絡先には電話を掛けていない。どのように対処したらいいか。

#### アドバイス

実際には利用していないのに「有料サイトの利用料が未納です。」などとメールを送りつけ、お金を振り込ませる詐欺が多発しています。利用していないサイトの料金を支払う必要はないので無視しましょう。

## ご存知ですか？ クーリング・オフ制度



### Q. クーリング・オフとは？

A. **訪問販売**や**電話勧誘販売**など不意打ち的な販売方法で契約してしまった場合、契約から一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

### Q. クーリング・オフできる期間は？

A. 訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務取引（エステ、家庭教師等）、訪問購入は **8日間**、マルチ商法、業務提供誘引販売取引（モニター商法等）は **20日間**です。

### Q. クーリング・オフできないものは？

A. **通信販売**や**店舗**で購入したもの、使用してしまった健康食品、化粧品など政令指定消耗品、3,000円未満の現金取引等はできません。

### クーリング・オフの通知は必ず書面で！

ハガキの書き方

通知書	
契約年月日	平成〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇円
販売会社名	〇〇〇株式会社
担当者名	〇〇 〇〇
上記契約を解除します。 なお、支払い済みの金〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。	
平成〇年〇月〇日	
住所	〇〇〇〇
氏名	〇〇 〇〇

消印  〇〇〇〇〇〇〇〇  
事業者住所  
〇〇〇株式会社御中

↓  
**クーリング・オフ期間内  
(8日又は20日)の消印  
有効**

※控えとして両面のコピーをとり、特定記録郵便などで出し、受領証と一緒に保管する。

発行：長岡市消費生活センター

〒940-0062 長岡市大手通2-2-6 ながおか市民センター2階

相談電話 0258(32)0022 FAX 0258(39)5050

相談時間 月曜～金曜(土・日・祝日・年末年始は休み) 9:00～16:30

